

番号	科目	ご質問	回答
1	法令	高さが4 mを超えると、広告物自体の高さが4 mなくとも、取付け位置が高くて4 mを超えていれば建築基準法に適用されるということですか。（小さい広告でも高い位置につけると建築基準法の適用になる？）	屋外広告物自体の高さが4 mを超える場合に、建築基準法の工作物確認申請が必要になります。 自立式の広告塔については、地上から広告塔の上端までの高さが4 mを超えていれば、工作物確認申請が必要になります。 建物に設置する広告板については、取付け位置が地上から4 mを超える場合でも、広告物自体の高さが4 mを超えていなければ、工作物確認申請は必要ありません。 なお、工作物確認申請の要否については、事前に設置する自治体の建築主事にご相談ください。
2	法令	バスの車体に広告を取り付けて運行を計画しています。バスは様々な場所を運行しますが、自治体への屋外広告業の届出は運行する可能性がある地域全てでしないといけないのでしょうか。 （例：大阪、奈良、京都、和歌山、三重で運行する可能性があるときの届出は？車庫は奈良県内とします）	姫路市においては、自動車の使用の本拠の位置が姫路市内である場合は許可が必要になり、当該車体に広告を取り付ける場合には、姫路市へ屋外広告業の届出が必要になります。 例示されているように、複数の自治体をまたいで運行する場合、各自治体によって許可が必要な要件は異なる場合がありますので、詳細は運行する可能性がある各自治体へご確認ください。
3	法令	管理されずに放置されていることが明らかな屋外広告物の事例を写真で見れるとより分かりやすかったと感じました。	貴重なご意見として、今後の講習会資料作成の参考にさせていただきます。

※受講者の方々からいただいたご質問の文面等については、取りまとめのため、一部編集させていただきました。

※なお、ご質問以外に別途いただきましたご意見・ご感想については掲載を省略させていただきます。